

東京都環境審議会

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正（中間のまとめ案）【概要】

気候変動・エネルギーを取り巻く背景	健康や生活の持続可能性が大きく脅かされる非常事態に直面 ・直面するエネルギー危機は構造的な問題であり、長期化の懸念 ・大規模な気象災害が頻発するなど、気候危機は更に深刻化	→	化石燃料に依存した我が国において、「脱炭素化」の取組が、エネルギー安全保障の確保と一体であることが改めて明らかに。
2030年カーボンハーフに向けた制度強化の基本的考え方	直面する危機を乗り越えるため、 エネルギーを「減らす・創る・蓄める」の徹底が必要 ○建物のゼロエミッション化（都内CO ₂ 排出量の7割を占める建物対策の強化） ○再エネの基幹エネルギー化（再エネ電力を調達しやすいビジネス環境の構築） ○脱炭素経営と情報開示に意欲的に取り組む事業者の後押し	→	✓ 2030年カーボンハーフの実現に向けたあらゆる主体の行動を加速し、脱炭素に向けた社会基盤を早期に確立 ✓ 脱炭素のみならず、「災害にも強く、健康的で快適な暮らし」へ転換、脱炭素型の事業活動ができる「投資や企業を惹きつける魅力ある都市」へ

制度強化・拡充のポイント

<新築建物>

<既存建物>

大規模
新築
2,000㎡以上

強化・拡充

建築物環境計画書制度

- ・太陽光発電設備等の設置義務、ZEV充電設備最低基準（義務基準）の新設、断熱・省エネ性能の最低基準（義務基準）を国基準以上に強化（マンション等の住宅を含む）
- ・3段階の評価基準を強化・拡充し、再エネ利用やエネマネ等への備え、低炭素資材の利用、生物多様性への配慮等の更なる取組を誘導等

強化・拡充

東京キャップ&トレード制度

- ・カーボンハーフを見据えた削減義務率の設定
- ・再エネ利用に係る目標設定・取組状況等の報告・公表の義務付け
- ・事業所の動向や調達手法の多様化を踏まえ、再エネ設備の導入や再エネ割合の高い電力の利用を更に進める仕組み
- ・積極的な取組を後押しするインセンティブ策等

新築
2,000㎡未満
中小規模

新設

住宅等の一定の中小新築建物への新制度

- 一定の新築建物を供給する事業者を対象に、
- ・太陽光発電設備等の設置義務※、ZEV充電設備最低基準（義務基準）の新設、断熱・省エネ性能の最低基準（義務基準）を国基準以上に設定
- ・断熱・省エネ性能等の誘導基準も併せて導入し、積極的に取り組む事業者を後押し等

※事業者単位で総量として設置義務量を課し、事業者が柔軟に義務履行ができる仕組み

強化・拡充

地球温暖化対策報告書制度

- ・都による2030年に向けて取り組むべき省エネ・再エネ利用に係る目標となる達成水準の提示、事業者の報告書による達成状況の報告・公表の義務付け
- ・再エネ利用に関する報告内容の拡充
- ・積極的な取組を後押しするインセンティブ策等

エリア
(都市開発
・エネマネ)

強化・拡充

地域エネルギー有効利用計画制度※

※ 条例制度の強化と合わせて、既存施策等を通して、既存開発地区を含め、高度なエネマネの拡大、広域化等を促進

- ・ゼロエミ地区の創出に向け、都が策定するガイドラインを踏まえ、開発事業者自らが開発計画検討のより早い段階で脱炭素化を見据えた方針を策定・公表する制度に再構築し、エネルギーの有効利用というこれまでの枠を超えた多面的な取組（資源・生物多様性、適応策・レジリエンス等）を誘導
- ・高度なエネマネ等の積極的かつ他の開発への波及が期待される取組等を行った事業者が評価されるよう都による公表の方法や内容を拡充
- ・地域冷暖房区域における脱炭素化に資する取組を評価するとともに、今後積極的な導入が期待される取組を求める仕組みに拡充等

再エネ供給

強化・拡充

エネルギー環境計画書制度

- ・都は電気供給事業者が定める目標の指針として、都内供給電力に占める再エネ電力割合※の2030年度目標水準を設定・提示
- ・各供給事業者に対する報告・公表の義務化
 - 都が示す目標水準を踏まえた2030年度目標の設定、2030年度までの各年度の計画策定、報告・公表
 - 目標達成の進捗を確認するため、都内供給電力の再エネ電力割合・電源構成について各年度の実績の報告・公表
 - 特に前年度に新たに設置された再エネ電源からの調達に着目し、その調達計画や都内供給量に占める調達割合の実績の報告・公表
- ・多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の整備、意欲的な事業者を後押しする仕組み等

※証書（非化石証書、グリーン電力証書、J-クレジット）等による再エネ価値の割合